

令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業
業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業の実施について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に令和6年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業（以下「委託事業」という。）を委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託事業の委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、
金〇〇〇〇〇〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇円）とする。

（委託業務の遂行）

第4条 乙は、委託業務の遂行に当たっては、「佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、企画提案書、業務仕様書、及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇。

（事業の再委託の禁止）

第6条 乙は、委託事業の全部又は一部を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、甲が承諾した場合は業務の一部についてのみこの限りではない。
2 乙は、前項の規定に基づき委託業務を第三者に再委託しようとするときは、再委託先の称号又は名称その他必要な事項を甲に通知し、その承諾を得るものとする。

(実地調査等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(委託業務内容の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。

2 乙は、本契約の履行上または完了に及ぼす重要な事由により業務の内容に変更が生じたときは、直ちに甲に報告し協議するものとする。

3 前項において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 乙は、委託事業を完了したときは、直ちに実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領した時は、10日以内にその内容を審査し、委託業務の完了を確認するための必要な検査をするものとする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、事業が完了し、前条の確認を受けた後、甲に委託料の支払いを請求することができる。

2 乙は、委託料の支払いを請求するときは請求書を甲に提出するものとする。

3 乙は、甲が自己の責めに帰すべき理由により、前項の委託料の支払いを遅延した場合は、年2.5%の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

4 甲は、委託料の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(帳簿等の整備)

第11条 乙は、委託事業に係る経費について、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、委託事業の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。また、この場合甲は、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 乙がその責に帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がその責に帰する理由により事業の遂行ができないとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱特記事項（別記1）を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第15条 乙は、委託業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、情報セキュリティ対策特記事項（別記2）を遵守しなければならない。

